

情報通信審議会 情報通信政策部会（第33回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年8月19日(水) 16時10分～17時15分

於、第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員等（敬称略）

(1) 委員

高畑 文雄（部会長代理）、伊東 晋、長村 泰彦、清原 慶子、寫 信彦、
高橋 伸子、滝 久雄、竹中 ナミ、町田 勝彦

（以上9名）

(2) 専門委員（敬称略）

長谷部 恭男

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信国際戦略局

小笠原 倫明（情報通信国際戦略局長）、河内 正孝（官房総括審議官）、
南 俊行（参事官）、谷脇 康彦（情報通信政策課長）、秋本 芳徳（参事官）、
吉田 正彦（融合戦略企画官）

(2) 情報流通行政局

原 正之（政策統括官）、久保田 誠之（官房審議官）、利根川 一（官房審議官）、
武田 博之（総務課長）、大橋 秀行（放送政策課長）

(3) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、
吉田 靖（電波部長）、山田 真貴子（総務課長）、渡辺 克也（電波政策課長）、
淵江 淳（事業政策課長）、鈴木 信也（基幹通信課長）

(4) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第4 議題

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について
【平成20年2月15日付け諮問第14号】

開 会

○高畑部会長代理　それでは、ただいまから第33回情報通信審議会情報通信政策部会を開催いたします。

本日は、村上部会長が所用のためご欠席ですので、部会長代理の私、高畑が議事を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

本日は委員及び臨時委員14名中、9名の委員が参加予定です。現在8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、審議事項の説明のため、長谷部専門委員にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

議 題

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について【平成20年2月15日付け諮問第14号】

○高畑部会長代理　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は1件でございます。議事次第にありますように、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について審議いたします。「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」の主査であります長谷部専門委員からご説明をお願いいたします。

○長谷部専門委員　長谷部でございます。この「通信・放送の総合的な法体系の在り方」の答申（案）につきましては、パブリックコメントを募集中の7月6日に、この情報通信政策部会でご報告をし、ご審議をちょうだいしたところでございます。その後、7月21日にパブリックコメントを締め切りまして、全部で152件のコメントをいただいております。

こうしたパブリックコメントの結果を踏まえまして、先週8月10日に検討委員会を開催し、答申（案）の修正に関しまして審議を行いましたので、私のほうから、この答申（案）の修正点につきまして、ご説明をいたしたいと存じます。その後、修正をしなかった事項も含めまして、このパブリックコメントに対する委員会の考え方につきましては、事務局のほうから概要の説明をお願いしたいと思います。

それでは、資料33-1に沿って、修正点についてご説明を申し上げます。まず、冒頭の法体系見直しの必要性についてですが、1ページの下から5行目をごらんください。

「通信業務用の設備を放送用に」という箇所につきまして、「用」という字が抜けているのではないかという趣旨のコメントをちょうだいしています。そのとおりに修正を加えております。

続きまして、伝送設備についてですが、これは4ページの「ホワイトスペースの活用」の項目をごらんください。ホワイトスペースは、その段落の真ん中、括弧書きにありますとおり、「放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数」のことを申します。このホワイトスペースにつきましては、いわば既存の周波数帯の活用に当たるわけですが、この点については、新たな周波数の開拓も重要ではないかという趣旨のコメントをいただきましたので、その段落の3行目にありますとおり、「新たな周波数の開拓に加え」という記述を追加しております。

また、同じホワイトスペースの活用についてですが、「無線局の既存業務に混信等の影響を与えない範囲で」というふうに、「混信等」という文言を追加したほうがわかりやすいのではないかという趣旨のコメントをちょうだいしていますので、そのとおり修正をしてございます。

続きまして、伝送サービス規律についてですが、これは9ページの「施設設置に係る国等の配慮」という項目をごらんいただければと存じます。これは、有線テレビジョン放送施設に係る事項でございますが、有線テレビジョン放送施設は、有用であるというだけでなく、公共的な役割もあるはずだという趣旨のコメントをちょうだいしておりますので、「・公共性」という文言を追加をしてございます。

続きまして、コンテンツに関連する記述でございますが、これはまず12ページをごらんいただければと思います。複数の方々から、放送番組編集の自由の規定を継承するというのを、確認するべきであるという趣旨のコメントをちょうだいしておりますので、そういった修正を加えているところでございます。

続きまして、17ページになります。あまねく受信努力義務の項目でございますが、これは原案のままですと、あたかも受信者側が受信をするよう努力義務と受けとめられかねない、そういう可能性がある。そこで、放送事業者側の努力義務であることを明確にするという趣旨で、あまねく受信できるように努力する義務、あるいはあまねく受信

できるように措置する義務と。これは法令の言葉どおりでございますが、より正確な記述に修正をしてございます。

そして、利用者利益の確保に関しまして、19ページをごらんいただければと存じます。下から3行目でございます。より有効な利用者保護のための方策について、別途の検討。これは有料サービス契約に限られた話ではございませんので、そこでその文の冒頭ですが、「また」の前で段落を変えるべきではないか。その前の段落と違った話をしているということを明らかにするべきであるというご意見は、検討委員会でちょうだいをいたしましたので、そのとおりに修正をしてございます。

続きまして、特定の法人の位置づけについてでございますが、20ページをごらんいただければと存じます。原案で日本電信電話株式会社等に関する法律という、法律の名称を掲げておりましたが、これは実は、この答申（案）の2ページで既に、以下NTT法というというふうに、略称を付しておりますので、これに合わせまして、20ページも「NTT法」というふうに修正をしてございます。

続きまして、21ページ、総括の点でございますが、複数の方々から規制は必要最小限にすべきだ、それを確認すべきだという趣旨のコメントをちょうだいしておりますので、この総括の箇所にごらんのような記述を追加しております。また、NTT法など、今般の見直しの対象から除外されている法令もございまして、今後も継続的な検討が必要だという趣旨もちょうだいしております。そこで、総括の箇所に、その次のところですが、「今後も法制を不断に見直すことが求められている」という、ごらんのような記述を追加してございます。

引き続きまして、22ページをごらんいただければと思います。下の部分は、放送番組の種別についてでございますが、原案では、「教育、教養等の番組の種別」という記載になっておりましたが、報道番組を明確に記載すべきであるという趣旨のコメントをちょうだいしました。そこで、娯楽番組を含めて、ごらんのとおりので記述を修正しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。引き続きまして、パブリックコメントに対する検討委員会の考え方につきまして、概要を事務局のほうから説明していただければと存じます。

○秋本参事官　それでは、お手元の資料33-2をごらんいただきたいと思います。表紙をおめくりいただきますと、152件の意見の事業分野別の内訳を示してございます。

便宜上、事務局で分類しておりますが、一番多かったのは個人の方からのご意見で80件、次に多かったのは放送関係事業者・団体からのご意見で、52件となっております。

主なご意見を紹介してまいりたいと思います。1ページをごらんいただきたいと思えます。表の構成といたしまして、答申（案）の目次に従ってパブリックコメントの要旨を分類し、パブリックコメントに対する法体系委員会としての考え方を示してございます。また、備考欄には、同様の意見がありました場合には、そのご意見を提出いただいた主体を示してございます。

2ページをごらんいただきたいと思えます。法体系見直しの必要性について、意見番号で申しますと、1番、2番は賛成の趣旨のご意見でございます。

3番のご意見はソフトバンクグループ様からのご意見でございます。その2行目、今回の法体系の見直し対象から除外されている関連法規もある等、不十分な点もあるので、今後も継続的な検討が必要なものと考えますというご意見でございます。

これを受けまして、答申（案）のほうに法制の不断の見直しという趣旨の記述を追加してございます。

ナンバリングで申しますと、5番の意見をごらんいただきたいと存じます。イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社様からのご意見でございますが、必要最小限の規制という趣旨のご意見でございますので、この点も答申（案）について、規制、規律を必要最小限のものとするを旨とすべきという記述を追加してございます。

ナンバリングで申しますと、7番は賛成のご意見でございます。

9番のご意見をごらんいただきたいと存じます。先ほども長谷部主査からご説明ございましたが、「用」という字が抜けているのではないかというご意見を、株式会社テレビ信州様からいただいておりますので、その点を改めてございます。

それから次のページにお進みをいただきたいと存じます。4ページ、ナンバリングで申しますと13番のご意見でございます。日本民間放送労働組合連合会様からのご意見。5つの目的の中に、表現の自由の確保や、健全な民主主義の発達が含まれていない。末尾でございますが、通信・放送の文化に果たす役割をないがしろにしているというご意見でございます。

これに対しまして、法体系委員会の考え方を示してございます。答申（案）において、放送関連四法の集約・大きくくり化に当たっては、地域社会の文化の維持発展など

に寄与してきた放送の機能・役割が、適切に確保・発揮されるようにすべきであり、そのためには、それを的確にとらえている放送法の目的の規定をベースとすることが適当であるとしています。また、答申（案）に放送番組編集の自由についての記述を追加しますという考え方をお示ししてございます。

お進みいただきまして、5ページ以降が、伝送設備規律についてでございます。1番から3番までは賛成のご意見でございます。

4番のご意見、電波利用の柔軟化に関しまして、株式会社フジテレビジョン様からのご意見の2行目でございますが、電波利用の柔軟化は、本来の目的や業務をないがしろにしたり、影響を与えたりすることのないよう配慮が必要である旨の記述が答申（案）にあります。今後の法制化に当たってこの趣旨が法律に明確に規定され、担保されるよう要望しますというご意見でございます。

この点につきまして、法体系委員会の考え方といたしまして、その6行目、「本来の目的をないがしろにし、他の目的のためだけに無線局を利用することのないよう、制度を設計することが必要であると考えます。また、本来の目的以外の他の目的への利用を義務づけず法制度とすることが適当であると考えます」という考え方をお示ししてございます。

お進みいただきまして6ページ、ナンバリングで申しますと5番のご意見は、社団法人電子情報技術産業協会様からのご意見でございます。この電子情報技術産業協会様は、伝送設備について、ご意見を寄せていただいているところでございます。このご意見の中では、第4パラグラフをごらんいただきたいと思います。答申（案）に同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大きくくり化が目的としてかけられており、その早期実現を期待する。具体的には」ということで、その3行目でございます「事業免許などの用途目的を柔軟に適用可能とする制度の導入」、そしてちょっと飛びまして、「事業免許等の二次利用」、そして「事業免許のモラトリアム制度」について、ご要望を寄せていただいております。

これに対しまして、法体系委員会の考え方でございますが、その第3パラグラフで、「電波利用目的の包括的適用については、今般の答申（案）では、一の無線局を通信・放送双方の目的に利用可能とするとともに、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することを可能とする免許制度の整備を行うことを提言しています。電波二次利用制度につきましては、既に災害の場合や他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えない、

かつ電波の能率的な利用に資する場合に、免許人等以外の者に運用させることを可能とする制度が既に設けられているところをごさいます、これらの制度の活用が期待されます」というコメントをつけております。

また、無線局免許のモラトリウム制度につきましても、「既に実験等無線局制度によりまして、電波の利用の効率性に関する試験のみならず、電波の利用の需要に関する調査を行うことが可能となっており、今後、同制度の円滑な運用を図っていくことが重要と考えます」という考え方をお示ししております。

それから次のページにお進みいただきまして、6番、7番、8番は賛成の趣旨のご意見でございます。

9番は多数のご意見をいただいております。朝日放送株式会社様のご意見で代表しております。ホワイトスペースの活用につきましても、あくまでも無線局の既存業務に影響を与えないことが重要で、そのための検証は制度的にもしっかり担保されることが必要であることを確認しておきたいというご意見でございます。

これに対する委員会の考え方といたしまして、「ホワイトスペースの活用に当たっては、無線局の既存業務には影響を与えることがないように、総務省において十分な技術的検証を行った上で制度整備を行うことが適当と考えます」という考え方をお示しいただいております。

お進みいただきまして8ページ、ナンバリングで申しますと、10番の日本放送協会様からのご意見でございます。無線局の利用目的の拡大と、既存周波数の活用が重要であることが答申（案）で指摘されていますが、これらに加え、新たな周波数の開拓も大変重要と考えますので、この趣旨を答申（案）に追加されるよう要望しますというご意見でございますので、この点を受けまして、答申（案）を修正してございます。

日本放送協会様の「また」以下のところでございますが、答申（案）では、ホワイトスペースの例示として、放送用の周波数が挙げられていますが、既存周波数の有効利用はどの周波数にも当てはまる問題であり、「放送用など」という例示は削除されるよう要望しますというご要望をいただいております。

これに対しましては、委員会の考え方の第2パラグラフで、「放送用周波数以外の周波数もホワイトスペースについての検討対象となり得ることはご指摘のとおりですが、放送用周波数については、ホワイトスペースとして使用したいという希望が寄せられていること、議論が先行しております米国においても放送用周波数が検討対象となってい

ること等を踏まえれば、例示として記載することには問題はないものと考えます」という考え方を示しております。

11番のご意見、株式会社テレビ信州様のご意見を受けて、答申（案）を修正してございます。

お進みいただきまして、9ページの一番下の行、17番のご意見。これも多数のご意見をいただいておりますが、社団法人日本民間放送連盟様からのご意見で代表しております。免許不要局の空中線電力（10mW）を見直す方向性が示されているが、電波監理に混乱を来さぬよう、システムごとにその機能、使用周波数、利用形態等を踏まえて十分な検証が必要である。特に、他の無線システムと周波数を共用する場合は、慎重に扱うべきであるというご意見をいただきました。

これに対する委員会の考え方といたしまして、「免許不要局の範囲の拡大については、迅速な新サービス、新製品の導入の促進に向けて、無線システムごとに、その機能、使用周波数、利用形態等に応じて、最適な空中線電力の上限を定めることとし、これを定める際には、他の無線システムへの影響なども含め、検討することが適当と考えます」という考え方を示しているところでございます。

お許しいただければお進みいただきまして、11ページ以降が伝送サービス規律についてでございます。ナンバリングで申しますと、1番のご意見をごらんいただきたいと存じます。ソフトバンクグループ様からのご意見でございます。その2行目、第一種及び第二種指定電気通信事業者への非対称規制については、最低限担保されるべきと考えます。

また、次のパラグラフの下から3行目、電気通信事業分野においてボトルネック設備を保有する事業者の垂直的な兼営は禁止すべきであり、市場間における公正競争の確保のための措置が必要と考えますというご意見をいただいております。

これに対する委員会の考え方といたしまして、「答申（案）において、伝送サービス関連の記述につきましては、現行の電気通信事業法を核として、制度の大きくくり化を図ることが適当としており、現行の電気通信事業法における公正競争の確保、通信の秘密の保護、相互接続性の確保等に係る規律については、引き続き、新たな法体系においても維持していくことが適当と考えます」という考え方を示していただいております。

3番、4番は賛成の趣旨のご意見でございます。

ずっとお進みいただきまして、13ページの、ナンバリングで申しますと10番、社

団法人日本ケーブルテレビ連盟様からのご意見でございます。賛成の意を示していただいた後、なお書きで、有用性のみならず公共性という点も追加してほしいという趣旨のご意見でございますので、そのとおり修正してございます。

1 1 番のご意見は賛成の趣旨のご意見でございます。

1 2 番も多数の意見を頂戴しておりますが、株式会社中国放送様のご意見で代表しております。読み上げますと、民放事業者は放送事故防止に向けた取り組みを常に続けている。当社ではデジタル放送設備において放送設備の二重化は、重要局はもちろん小規模局でもほぼ全局所で行っており、すべての中継局で非常電源の設置を行っている。今後の具体的な取り組みに当たっては、民放事業者の実情について、十分に意見交換しながら、行き過ぎたものにならないよう検討していただきたいというご意見でございます。

次のページをごらんいただきたいのですが、1 4 ページの 1 3 番、朝日放送株式会社様のご意見で代表してございますが、これは事故の報告義務を制度化することは必要ないというご意見でございます。

この 1 2 番、1 3 番のご意見に対しまして、委員会の考え方を示していただいております。読み上げさせていただきます。「放送・有線放送は、国民生活に必需の情報をあまねく届けるために高い安全・信頼性が求められるにもかかわらず、安全・信頼性を確保する観点からの基準は、現行の法体系においては対応する規律が十分に存在しているとは言いがたい。また、NHKと民放連が、自主基準を2年前に策定しておりますが、放送中止事故の実情には大きな変化はありません。こうした状況を改善するため、答申（案）においては、新たな法体系において、設備の維持義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです。また、設備の維持義務を実効性あるものとし、放送の機能・役割が十分に発揮される環境を整備する等のため、総務省内部の通達を受けた各総合通信局長からの要請に基づく報告を、現在行っているわけでございますが、こうした通達、そしてそれに基づく要請を受けた報告にかえまして、新たな法体系において、重大事項の報告義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです。なお、具体的な規定については、過剰な規制とならないよう、小規模設備は例外にするなど、今後、放送・有線放送の実情を踏まえた上で検討することが適当としています」という考え方を示していただいております。

同じページ、1 4 ページの 1 4 番をごらんいただきたいと存じます。日本テレビ放送

網株式会社様からのご意見でございます。放送中止事故情報の利用者、視聴者への周知につきましてのご意見でございます。放送中止事故は、事故ごとにその種類、大きさ、地域性など、利用者への影響が異なるため、一律の周知基準とすることは利用者にならぬ混乱を与えるなどの危惧がある。利用者等への周知のあり方は、多面的見地から総合的に検討されるべきであるというご意見でございます。

これに対しまして、委員会の考え方といたしまして、「通信・放送事業者による事故情報の利用者等への周知のあり方につきましては、総務省において、周知の目的や対象・範囲、周知によって達成すべき利用者利益などについて、まさに総合的な検討を進めることが適当と考えます」という考え方を示していただいております。

お進みいただきまして、15ページ以降がコンテンツ規律についてでございます。1番は賛成の趣旨のご意見でございます。

2番、社団法人日本民間放送連盟様からのご意見。放送事業全般について、規律・規制の強化は極力排除すべきであるという趣旨のご意見でございます。

これに対する法体系委員会の考え方といたしまして、答申（案）に、制度改革に際しては規律を必要最小限のものとするを旨とすべきという記述を追加します。また、答申（案）に放送番組編集の自由についての記述を追加しますという考え方をお示しいただいております。

3番、メディアサービスの範囲については、賛成意見でございます。

お進みいただきまして、16ページの7番、社団法人日本民間放送連盟様からのご意見で代表しておりますが、その下から3行目、著作権法など関連法制との整合性に配慮しつつ、放送事業者や権利者など、関係者に混乱や不利益を生じさせないことが重要であるというご意見をいただいております。

これに対する法体系委員会の考え方といたしまして、「総務省のみならず、政府において今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方をお示しいただいております。

次は8番、株式会社TBSテレビ様からのご意見で、番組編集の自由の規定は、そのまま継承すべきだと考えるというご意見でございますので、この趣旨の記述を追加してございます。

お進みいただきまして、17ページでは、12番のご意見、北日本放送株式会社様のご意見で代表しておりますが、放送対象地域の拡大検討に当たっては、行政区画や事業

構造にわたる総合的な視点が必要であるというご意見をいただいております。

これに対しまして、法体系委員会の考え方は、答申（案）では、「具体的な要望があれば」、「地域情報の確保の在り方に留意しつつ」「総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方をお示しいただいております。

ナンバリングで申しますと、17ページの13番以降が、放送施設の設置と放送の業務を別々の手続とし、その一致または分離の別を選択可能とするという点についてでございます。

13番、14番、15番は、賛成の趣旨のご意見でございます。このうち15番は、その最後の2行でございますが、放送施設と放送業務の一致を選択した放送事業者の希望が優先されるよう、法律に明記いただきたいというご意見でございます。これに対する委員会の考え方といたしまして、ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えますという考え方をお示しいただいております。

お進みいただきまして、18ページの16番、株式会社毎日放送様からのご意見でございます。最初の4行の前半まで、経営の選択肢が広がったことは評価できるということころまでは、賛成のご意見でございます。その上で、ソフト面について、その業務の認定に当たり、行政が介入しやすくなるおそれがある。放送が公平中立で、言論の自由を引き続き守り、国民の負託にこたえていけるよう、認定の手続に当たっては、公平・中立・透明性が確保されることが不可欠であるというご意見でございます。

これに対する法体系委員会の考え方といたしまして、「今般の答申（案）に対する賛成意見と考えます」とした上で、「放送をする無線局の免許に係る規律と、放送の業務の認定に係る規律の振り分けは、経営の選択肢を拡大させることを目的としているものです。ご指摘の公平性・中立性・透明性の確保については、総務省において、今後の制度運用の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方をお示しいただいております。

同じページのナンバリングで申しますと、17番、日本放送協会様からのご意見でございます。賛否は明確ではございませんが、その意見の要旨は、答申（案）におきまして、規律の振り分け等の今回の法体系の見直しは、放送番組に対する規律や報告徴収等の権限を強化しようとするものではない旨を確認的に明示されるよう要望します。あわせて、見直し後の法律においても、現在の放送法第1条、これは目的規定でございます。及び第3条、これが放送番組編集の自由についての規定でございます。これら両条の規

定を維持する旨を記述されるよう要望しますというご意見でございます。

これに対する法体系委員会の考え方といたしまして、「規律の振り分けは、経営の選択肢を拡大させることを目的としているものです」とした上で、「答申（案）に放送番組編集の自由についての記述を追加します」という考え方をお示しいただいております。

同じページ、18ページの19番、これは反対のご意見でございます。静岡放送株式会社様の意見で代表しております。放送業務の認定制は、番組内容や編成に対する行政の直接的な関与をまねく可能性があり、言論・表現の自由が担保されなくなるおそれがある。こうした懸念が明確に解消されない限り、免許対象をソフト（番組制作・編成）、ハード（放送施設）に分離することには反対である。緊急災害時における放送は国民の生命と財産を守る手段ともなる。いかなる状況のもとでも、こうした番組や情報を確実に送り届けることが基幹放送である地上放送事業者の責務であり、その責務を確実に果たすためにも、ハード・ソフト一致原則は守るべきであるというご意見であります。

これに対する法体系委員会の考え方といたしまして、「答申（案）は、経営の選択肢を拡大させるため、手続の振り分けを提言しているだけであって、放送施設を設置する者と、放送の業務を行う者、その人格分離、事業形態の分離を強制しているものではありません。答申（案）に記載しているとおおり、その一致または分離の別を、事業者側が選択可能とするものであります」という考え方をお示しいただいております。

お進みいただきまして、19ページで申しますと、24番、25番。24番は、社団法人衛星放送協会様からのご意見でございます。現在、受託放送事業者が、BS及びCSでそれぞれ1社、すなわち独占事業体となっていること、特にCSの場合は、その受託放送事業者が、やはり独占事業であるプラットフォーム事業を兼業し、重層的な独占事業体となっていること等々を踏まえて、公正・公平の観点から、何らかの規律の検討が必要と考えるという趣旨のご意見でございます。

同じく衛星についてでございますが、別の制度についてのご意見でございます。25番は、社団法人日本民間放送連盟様からのご意見でございます。現行制度において、BSデジタル放送の委託放送業務は認定制を採用しており、5年ごとの認定の更新に当たっては、表現の自由享有基準、いわゆるマスメディア集中排除原則への適合だけが審査されている。新たな法体系において、BSデジタル放送を規律強化としないよう、現行どおり更新とすべきであるという趣旨のご意見でございます。

これにつきまして、委員会の考え方といたしましては、総務省において今後の検討の

参考とすることが適当と考えますという考え方をお示しいただいております。

19ページの26番、下から2行目からでございますが、これはビーエス朝日様からのご意見でございます。BSデジタル放送の委託放送業務における現行の認定制は、認定の更新に当たっては、マスメディア集中排除原則への適合性だけを審査する更新であり、新しい法体系でもBSデジタル放送はもちろん、地上波についても同様に更新とするのが適切と考えるという趣旨のご意見でございます。

これに対しまして、法体系委員会の考え方といたしまして、「答申（案）に示している認定は、地上放送について、現行の電波法における無線局免許の手続を振り分けるものであり、振り分けた後の制度の運用に当たっても、これまでの再免許と同様の審査が振り分けられた手続のもとで行われることが適当と考えます」という考え方をお示しいただいております。

20ページの28番以降が、番組規律についてのご意見でございます。28番、29番は、賛成の趣旨のご意見でございます。

30番、非常に多くの意見をいただいております。朝日放送株式会社様のご意見で代表しております。番組分類の公表は、基本的には放送事業者の自主・自立判断にゆだねる方向で検討されるべきものと考えます。次のパラグラフで、民放連等で検討することが適当ではないかと考えますというご意見でございます。

これに対する法体系委員会の考え方として、「放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが確実に実行される環境を整備することが望ましいと考えています」という考え方をお示しいただいております。

21ページにお進みいただきまして、この中では、33番、社団法人日本民間放送連盟様のご意見をごらんいただきたいと存じます。下から3行目、新たな法体系が全般的に規制緩和を旨とする中で、コンテンツ規律に関しても、法律のみならず政省令など下位法令を含めて、規律を強化しないことを答申に明記するよう強く要望するというご意見をいただいております。

これに対しまして、法体系委員会の考え方は、最初のパラグラフでは、30番の考え方と同様の考え方をお示ししております。第2パラで、ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。なお、答申（案）に制度改革に際しては、規律を必要最小限にという記述を追加しますという考え方をお示しいただ

いております。

22ページの中では、35番の意見をごらんいただきたいと存じます。これも社団法人日本民間放送連盟様からのご意見でございますが、マスメディア集中排除原則についてのご意見でございます。現在、地上放送のテレビ、ラジオの表現の自由享有基準、マスメディア集中排除原則は同一基準だが、これを異なるものにする方向は、検討に値すると思われるというご意見でございます。

これに対しまして、委員会の考え方として、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えますという考え方をお示しいただいております。

36番のご意見もごらんいただきたいと存じます。札幌テレビ放送株式会社様からのご意見でございます。このご意見は、表現の自由享有基準、いわゆるマスメディア集中排除原則を緩和すべきではないというご意見でございます。

これに対する法体系委員会の考え方として、「答申（案）においては、情報通信の高度化に伴うコンテンツ配信市場の多種多様化の中で、放送の多元性、多様性、地域性の確保に、大きな支障を及ぼさない範囲で緩和を検討していく必要性を提言したものです。具体的には、総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と考えます」という考え方をお示しいただいております。

22ページの最終行になりますが、39番のご意見をごらんいただきたいと存じます。メディア総合研究所様からのご意見でございます。表現の自由享有基準については、現行のような省令ではなく、法律の中に明記して位置づけるべきであるというご意見でございます。

これに対しまして、法体系委員会の考え方として、「表現の自由享有基準の根拠規定は、法律に法定化されましたが、その具体的な数値内容は、答申（案）のとおり、情報通信の高度化に伴う環境の変化に迅速に対応する必要があること等から、慎重な検討が必要であると考えます」という考え方をお示しいただいております。

23ページの40番以降が、再送信制度のあり方についてでございます。40番、41番は、賛成の趣旨のご意見でございます。

42番は、次のページまでわたっておりますが、株式会社テレビ朝日様のご意見で代表しております。24ページの、テレビ朝日様のご意見の最後のパラグラフ、大臣裁定制度は廃止すべきというご意見でございます。同様の趣旨のご意見を、地上放送事業者の方からいただいているところでございます。

これに対しまして、法体系委員会の考え方といたしまして、23ページのところでございますが、「放送法制においては、まず再送信同意制度が設けられております。この再送信同意制度は、もともとの放送事業者の放送番組が、みずから送信した以外の方法により再送信される際に、もともとの番組編集上の意図を保護するため、無断で改編される等のことがないよう、もともとの放送事業者の同意を要することとしているものであります。

裁定制度は、有線テレビジョン放送が難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての役割を有すること等を踏まえ、再送信同意について、制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、再送信によって受信している受信者の利益の保護等を図るものであります。

新たな法体系においても、有線テレビジョン放送によるこうした役割等は変わるものではないため、これまでどおり、もともとの放送事業者の番組編集上の意図と、再送信によって受信者の利益、テレビ放送を受信している受信者の利益の保護をバランスよく確保できる総務大臣の裁定制度を維持することが適当としているものであります」という考え方をお示しいただいております。

24ページの44番もごらんいただきたいと存じます。株式会社テレビ朝日様のご意見で代表してございます。電気通信役務利用放送は、本来地域を限定するものではないため、裁定によって無秩序な区域外再送信が認められれば、現在の県域単位の放送制度を形骸化させることにつながりかねませんということで、拡大には強く反対というご趣旨のご意見でございます。

これに対しまして、法体系委員会の考え方として、「答申（案）においては、現行制度のもとでは、かつては有線テレビジョン放送施設者であった方が、電気通信役務を一部利用したことによって電気通信役務利用放送事業者に移行したため、義務再送信や裁定制度の対象からは除外されてしまうという問題が生じていることから、有線テレビジョン放送事業者か電気通信役務利用放送事業者かという事業者の別のみに着目した現行制度にかわる合理的な制度設計に取り組むことが適当としたもの」という考え方をお示しいただいております。

25ページの45番以降は、オープンメディアコンテンツに関する規律についてのご意見でございます。適宜、ごらんいただければと存じます。

27ページのプラットフォーム規律についても、適宜、ご意見、そして、委員会の考

え方をごらんいただきたいと存じます。

お許しいただければお進みいただきまして、29ページの紛争処理機能の拡大のページをごらんいただきたいと存じます。ナンバリングで申しますと2番のご意見です。株式会社TBSテレビ様のご意見で代表してございます。

どのような制度になるのか、具体的な姿は明らかではないが、事業者間の紛争処理に関して行政がかかわることは極めて限定的であるべき、紛争の処理はあくまで民・民で話し合い、解決していくことを最優先に置くべきというご意見でございます。

これに対しまして、「電気通信事業紛争処理委員会の行う紛争処理手続は、簡易迅速な紛争処理手段として、紛争当事者の自主的な合意形成を促すものとして活用されている」、すなわち、紛争当事者からの申請を受けて、紛争処理委員会は紛争処理に乗り出すということでございます。「この位置づけは、同委員会の紛争処理機能について、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へ対象を拡大する場合にも変わるものではない」という考え方をお示しいただいております。

お進みいただきまして、31ページは、利用者利益の確保・向上のための規律についてでございます。1番は賛成の趣旨のご意見でございます。

2番は、株式会社テレビ朝日様からのご意見で代表しております。「通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について、別途検討することが適当」との記述について、放送に関する利用者保護の対象を有料放送に限定していませんが、番組に関する苦情や問い合わせなど番組関連は対象とすべきではないと考えるので、放送分野の対象は有料放送に限定するのが適当と考えますというご意見でございます。

これに対しまして、法体系委員会の考え方として、「答申（案）においては、有料サービス契約に係る規律について検討し、記述しているものです。なお、より有効な利用者保護の方策については、別途検討することが適当としています」という回答をお示しいただいております。

お進みいただきまして、33ページ以降がその他の論点についてでございます。1番はソフトバンクグループ様から、先ほどごらんいただいたのと同趣旨のご意見でございます。

2番、メディア総合研究所様からのご意見をごらんいただきたいと存じます。答申（案）はNTTを具体的な検討から除外し、NHKについても実質的な検討からはずし

ているが、日本の通信・放送制度を考える際に、この2つの事業体をどのように位置づけるかは大きな課題である。その検討がない状態で、「総合的な法体系」を呼称するのはまさに“羊頭狗肉”の答申であると言わざるを得ないというご意見でございます。

これに対しまして、法体系委員会の考え方といたしまして、「NTTの組織問題については、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」及び総務省の「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」において2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることとしており、NTTの組織問題が、必ずしもこの機会に検討すべきものであるとは考えていません。また、答申（案）は、特殊法人たるNHKの位置づけは、新たな法体系においても変わるものではないことを前提としています」という考え方をお示しいただいております。

このページの中では、5番の下2行目から次のページにわたりまして、日本放送協会様からのご意見でございます。34ページの一番上の行をごらんいただきたいと存じます。現行放送法におけるNHKに係る規定を機械的に新たな法体系に整合するように置きかえるだけでは、NHKに融合時代にふさわしい役割を十全に果たさせるようにすることはできないものと考えます。

例えばということで、NHKの音声国際放送は現在主として短波により世界に放送していますが、必ずしも短波等の無線放送によることを必須とせず、相手国の実情に応じて最も効率的でふさわしい方法で情報をお届けすることが求められています。一方、外国人向けのテレビジョン国際放送については、国内の外国人にも視聴できるようにしてほしいというご要望を多数いただいております。また、国内の難視聴地域においては、ICTの進展に対応した多様な手段による効率的な対策が可能になることが望ましいと考えます。

このような課題を解決し、NHKに新たな時代にふさわしい公共的・先導的な役割を十全に果たさせるようにするため、今後速やかに検討が行われることが必要だと考えますので、その旨を答申（案）において記述されるよう要望しますというご意見でございます。

これに対しまして、委員会の考え方でございますが、「今般の答申（案）においては、NHKは、受信料という特別な負担金で運営され、法律で目的や義務が規定された特殊法人であり、こうしたNHKの位置づけは、新たな法体系においても変わるものではないとしているところです。こうした前提のもとで、ご指摘の点については、今後、具体

的な内容を明確にした上で、総務省において検討することが適当」という考え方をお示しいただいております。

お進みいただきまして、35ページ以降は、総括についてのご意見でございます。ナンバリングで申しますと、1番、2番は賛成の趣旨のご意見でございます。

お進みいただいて、36ページの4番のご意見、個人の方からのご意見でございますが、答申（案）で、番組の種別の例示を「教育、教養等の」としておりましたが、「報道」を追加すべきであるという趣旨のご意見を賜りましたので、報道のみならず、娯楽番組も放送の番組の種別でございますので、「報道、娯楽といった」という記述を追加したところでございます。

37ページ以降は、その他の論点についてでございます。そのうち、37ページの2番、社団法人日本経済団体連合会様からのご意見でございます。本答申案に基づき、制度が集約・大きくくり化された場合に、それぞれの行政手続等を所管する部署の再編成が考えられる。今後の法案検討に当たって、独立規制機関の設置も含めた行政組織のあり方について検討を行うべきであるというご意見でございます。

これに対しましては、「放送や通信の分野に限らず、行政組織についての不断の見直しが必要であり、平成13年の中央省庁等改革の実施状況の点検等を含め、政府全体として検討していくことが必要な問題」という考え方をお示しいただいております。

あとのご意見とそれに対する委員会の考え方については、適宜、ごらんいただきたいと存じます。

事務局からは、以上でございます。

○高畑部会長代理　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見またはご質問がございましたら、よろしくお願いたします。

○清原委員　　ありがとうございます。私は、検討委員会のメンバーでもございましたので、今回、大変多くの関係事業者、あるいは団体、そして、個人の皆様からパブリックコメントが寄せられたということに心から感謝をしたいと思いますし、長谷部主査を中心に検討委員会でもできる限りの反映をして答申案をまとめることができたと思っております。

全体として、私はこのプロセスに参加しておりますので、この答申（案）についてこれでよいと思っておりますが、ただ、この間、私自身が、市長の立場で市民の皆様から

いろいろなお声を伺う中で、今後の課題としてぜひ指摘しておきたい点がございまして、少しお時間をいただきまして、意見を申し上げたいと思います。

そのことは、「表現の自由」、そして、「通信の秘密」を尊重すること等が尊重されるべきこうした情報社会の中で、提供された情報において名誉棄損や基本的人権の侵害を含む悪質情報や有害情報をどう防ぐかということが、引き続き課題として残されていると感じています。

いうまでもなく、憲法では、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を保障すると明記されておりますし、検閲はこれをしてはならない、通信の秘密はこれを侵してはならないと定められているわけですが、今回の検討のプロセスでは、この表現の自由、また放送番組編集の自由などの尊重が明確にされたということは、大変意味があると思っています。また、現行の放送法で明示されている放送の持つ「民主主義の健全な発達への役割」が再確認されたということも大変有意義と考えています。

しかしながら、市民の皆様の中からは、特にインターネット上の違法有害情報による諸問題がどう解決されるのかということと相変わらず問いかけています。例えば、青少年をネットの有害情報から守ることを目的とした、いわゆる青少年ネット規制法というものが成立し、また施行されているわけですけれども、悪質な事業者による違法有害情報の放置ということがほんとうになくなるのだろうかという懸念が示されています。

また、一方で、私たちにとってはほんとうに残念なことですけれども、一方的な評価や判断による名誉棄損や人権侵害をもたらすような情報について、法的にほんとうに規制すべきなのか、それを表現の自由とどう両立できるのかということは大変大きな課題だと思います。特に最近、まさに国境を越えてこのような情報が流通しているわけなんですけれども、消しても消しても消えない児童ポルノの映像が問題にされるだけでなく、対象者が了解していないにもかかわらず、私的に撮影された映像が、個人名を特定されてネット上に掲載されていることなどが問題です。知らない間にネット上で自分自身の映像等が公開されている人に、大きな精神的苦痛を与えられています。知らなければ知らないだけで済むのですが、知ってしまったときにとてつもない恐怖を感じているという訴えを私はこのところ聞いています。

そこで、総務省でも「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」をはじめ、従来から違法有害情報についても熱心な検討がされているわけですが、総務省だけが対応できる範囲というのにも限られているかもしれません。したがって、

表現の自由と基本的人権の尊重の両立を図りつつ、いかに私たちがネット上の法律、あるいはルールといったものを共有できるかということが課題になると思います。

今回、改めて、総括のところで、「通信・放送分野は、技術革新が極めて速く、新たなサービスの創出・普及を促進し続けるため、今後も法制を不断に見直すことが求められるものと考えられる」と、「不断の見直し」ということがパブリックコメントを反映して明記されました。もちろん、今回のこの内容についての不断の見直しもさることながら、今回取り組む上で時間的制約もあり、また、他省との関係で不十分であった「著作権」や今申し上げましたような課題については、これが政府挙げて検討していただくきっかけとなる答申になれば幸いだというふうに、かかわった者の1人として感じています。

以上を意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○高畑部会長代理　　どうもありがとうございます。

何かありましたらば。

○長谷部専門委員　　清原委員のおっしゃるとおりでございまして、青少年ネット規制法等をはじめとした違法有害情報に関しましては、ご案内のとおり、民間の第三者機関を通じた自主規制というものがまずは対応としてとられておりますが、ただ、これは、清原委員からもご示唆がございましたとおり、それ以外に、例えば、技術的な、あるいは教育的な方策等多面的な対応が必要なものでございまして、この点については、なお今後も不断の検討を続けていくべきであると私も考えているところでございます。

○高畑部会長代理　　どうもありがとうございました。

○清原委員　　ありがとうございました。

○高畑部会長代理　　ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○高橋委員　　今回の答申は非常に国民的関心が高く、国民各層から大変有用な意見が寄せられたと思っております。

それで、パブコメに対する委員会の考え方、その後の取り扱いについてご質問、あるいは意見を述べさせていただきたいと思います。賛成のものについては特段のコメントはないんですけれども、反対、追加的、あるいは異種の意見があったパブコメについて、修正とか、記述の追加を加えている点は問題ないと思うんですけれども、気になるのは、今後の検討の参考、あるいは慎重な検討が必要、別途検討の場と、このように表現されたものが幾つかあるということでございます。これらの中でも、例えば、18ページの

16のように、公共性・中立性・透明性を確保せよということに関して、総務省において、「制度運用の検討の参考とする」というように非常に明確に書かれているものは問題ないと思うのですが、単に総務省の検討の参考にするというのが、おびただしい数ございます。これに関しては、検討委員会ないしは総務省の考え方をお聞きした上で、政策部会としてどうするのかということをお聞きした上で、我々自身が検討しなくてはならないのではないかと私は感じております。

33ページから34ページにわたっている5番のNHKに関しては、「具体的な内容を明確にした上で総務省で検討」という書きぶりにもなっています。NHK等に関する委員会というのは、過去にはかなり活発にやられたときもあるんですけれども、前回、受信確認メッセージのことも申し上げましたが、既に検討していないかという棚上げになってしまっている問題が幾つかあって、今回も棚上げにしているよいのだろうかという疑問を私自身は持っております。逃げているような印象にならないように、情報通信審議会としての対応が求められているのではないかと思います。

それから、もう一つ気になりますのは、ただいまの清原委員のご意見にもありましたように、他省との関係で不十分だったもの、政府を挙げて取り組むべきもの、これも4ページの15とか、14ページの14番とか著作権が主に絡んでおりますけれども、政府において今後検討するという表現になっている点、これは、当審議会だけではできない問題だから政府にきちんと戻しますよということを出せる状況なのか、これも迷子にならないように、責任ある対応をすべきだと思っています。

それから、別途検討をすることが必要という、また微妙な表現のものが31ページの2番にございました。通信・放送分野におけるより有効な利用者保護の方策については、別途検討することが必要とあるのですけれども、じゃあ、その別途の場というのがどこなのかということに関しても、こういう意見が寄せられたものに対してきちんと明記すべきだと思いますし、消費者団体から寄せられました中に、きちんと説明等を規則を決める前にしてほしいというのもどこかにあったと思うんですけれども、具体的に意見を言ってきたところがはっきりしているものに対して、どういう場でそれを今後行っていくのかなど、もう一段の整理、コンセンサスを得た上で、この部会としての承認が必要ではないかと私は考えます。

以上です。

○高畑部会長代理　委員会の考え方が資料に載せられております。たくさんの方が

ありますので、それらを1個ずつ具体的にというのは結構大変であると思いますが、いかがでしょうか。

- 長谷部専門委員　とりあえず、これは答申案についてのコメントということでございますので、答申案の文面について具体的に修正をする必要があると考えた場合については、修正等という形で対応しているということでございます。

その他の参考、あるいは別途の検討ということにつきましては、検討委員会として具体的にそこまでお答えする、そういう立場にあるのかどうかという点につきましては、なかなかわからないところかなと考えておりますけれども。

- 高橋委員　ですので、検討委員会ないしは総務省としてのお考えを伺った上で、この部会としてどうしましょうかという立場ではないかと思うんですが。

- 高畑部会長代理　総務省から、いかがでしょうか。

- 秋本参事官　総務省において検討の参考にすることが適当と考えますという委員会の考え方をお示しいただきました。これを受けて、また答申案に記述された事項、そして、パブコメを受けて、私どもが、今後、具体的な条文案をつくり、内閣法制局その他にご審査いただき、また、他省庁、その他国会各方面にもご議論いただくということで、総務省においてこれを最大限参考にして、制度設計に取り組むということで考えてございます。

それから、別途検討という点につきましては、資料33-1の答申案のほうに、19ページでございますが、より有効な利用者保護のための方策について、別途検討することが適当であるという答申（案）を取りまとめていただいておりますので、法体系委員会とは別の場で検討せよというボールを投げかけていただいているものと受けとめておりますので、今後、まだ、具体的な検討の場、これからでございますけれども、総務省におきましても、より有効な利用者保護のための方策について検討してまいりたいということでございます。

- 高橋委員　ありがとうございました。パブコメを皆さん、非常に時間を割いて出していただいていますし、そういう制度があるわけですから、制度の趣旨に従って、総務省のほうで検討していただきたいと思いますし、必要に応じて審議会のほうにきちんと諮っていただきたいと申し上げたいと思います。

- 高畑部会長代理　委員会からの考え方をないがしろにしないで、ちゃんとやりますとおっしゃっていただけたのでよろしいかと思えます。ほか、いかがでしょうか。よろし

いでしょうか。

それでは、資料33-1、答申案に関しましては、特に内容を変更すべきという意見はございませんでしたので、本件につきましては、当部会における答申案として了承したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高畑部会長代理　　どうもありがとうございました。大変重たい課題でございましたけれども、精力的にご検討をしていただきまして、どうもありがとうございました。

それでは本件につきましては、来週26日水曜日に開催予定の情報通信審議会総会において、当部会からの答申案として提案することにしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で本日の審議は終了しましたけれども、委員の皆様から何かご質問、ご意見がありましたらよろしく願います。

○寫委員　　法体系のあり方とか、通信・放送だけに限らず、今、メディアはかなり危機的な状況にあるという感じがするわけです。それは、経営の危機と同時に、内容も含めた質の危機も絡めてメディアの危機ということが盛んに言われている。そして、経営の危機というものが質の危機にまで影響してきているという部分もあるわけです。こういう法体系をつくることはもちろんいいことですが、メディアがどんどん危機になってくると、メディアというのは単なる普通の企業とは違って、民主主義社会に対してどういう役割を果たすべきかとか、公共的なことに対してどういう役割を果たすのかとか、多少一般の企業とは違ったある種公共財産的な役割を持っているわけです。

しかしながら、日本のメディアのこれからのビジネスモデルを考えたときに、必ずしも何か明るい展望というのが見えてこない、日本語という言葉の障壁の問題があったりだとか、少子高齢化による市場縮小の問題があったりだとかいろんなことがある。そういう大きなメディアの経営の危機だとか、あるいは質の危機というものをどういうふうにかえたらいいのかということも大きく議論していく必要が、僕はあるんじゃないのかなという気がします。

アメリカ、その他では、次々と新聞だとか、テレビ、放送などが倒産したり、合併したりしていて、そして、メディアが1つとか、2つとかに統合されていくことが果たして社会にとっていいのか、多様なメディアがあったほうがいろんな意見を反映する民主主義社会のためにはいいんじゃないかなと思うんです。そういう、今後、経済の行方と

どうか、その中におけるメディアの経営、そして、メディアの質といった問題をどう考えるかということも、基本的なところから考えておく必要があるんじゃないかなと僕は思います。この問題とは直接関係はありませんけれども、新聞も含めたメディアという問題です。

○高畑部会長代理　　どうもありがとうございました。総務省だけの話でもないような気がします。ひょっとしたらそのような委員会も立ち上がって、私は存じ上げませんが、情報があればそういう検討をしている場があるということをお教えいただければありがたいと思います。

○小笠原情報通信国際戦略局長　　今、寫委員のおっしゃったことは、私どもも大変重要な問題として受けとめております。ただ、私どもの行政の分野に照らして言いますと、新聞ということではなくて放送ということになるのではないかと思います。実は、本日も審議いただいております法体系につきましても、ある意味では、経営環境の変化を踏まえて、経営の選択肢の拡大を図る観点から、法体系はどうあるべきかという観点からもご議論はいただいております。そういう観点では、今のご指摘のあった問題意識も法体系を考える上で反映されている面があるのかなと思います。

あと、直接、放送事業者の方々の経営について、私どもが個別に、役所としてどこまで関与すべきかというのはいろいろ議論があるところだと思います。我々としては、それが制度面でどうあるべきかとか、あるいは一般的に国として個別企業というよりは、作業全体としてサポートするような手段があるのかとか、そういう観点から検討すべきものだと思っておりますので、我々としてはこの法体系の議論も踏まえて、具体的にどのようなことができるかというのは、これから考えていきたいと思っております。今、具体的に私どもの省でそれをどうするかということが動いているというわけではありませんが、今ご指摘のあった問題意識も踏まえて、今後、我々に何ができるかということを考えていきたいと思っております。

○高畑部会長代理　　先ほどの清原委員からの問題指摘もあり、寫委員のおっしゃった国としてどう考えていくかという大きな問題もあります。ぜひ総務省のほうも適宜国のほうに働きかけていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高畑部会長代理　　それでは、意見も出尽くしたようです。事務局から何かありました

ら、よろしくお願いいたします。特になし、はい。

閉 会

○高畑部会長代理　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。来週の26日水曜日の総会の後に本部会を開くことになっております。詳細につきましては、別途事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。